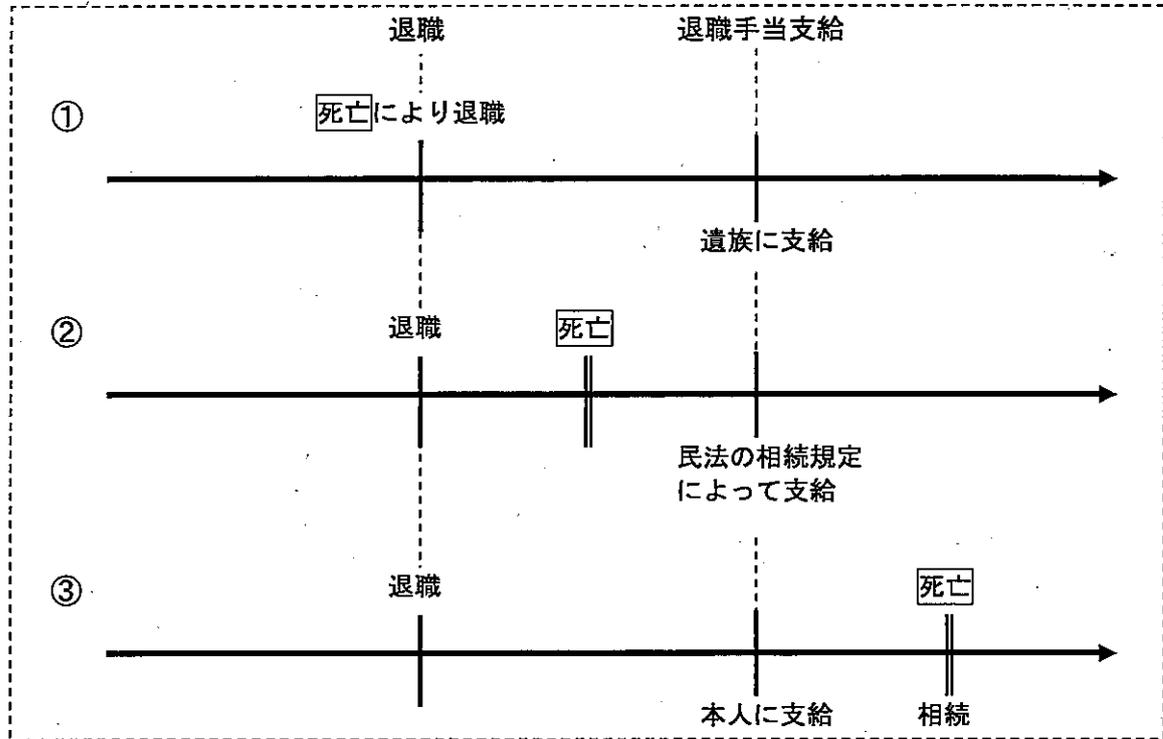


## 現行制度における死亡した職員に対する退職手当の取扱い

### 1. 不祥事がない場合



#### ① 在職中に死亡した場合（死亡退職）

死亡理由（公務外死亡、公務上死亡）及び勤続年数によって計算された退職手当が、国家公務員退職手当法上の遺族に支給される。なお、遺族がない場合は、支給されない。

#### ② 退職後、退職手当支給前に死亡した場合

退職手当は、相続財産として民法の相続の規定によって支給される。

#### ③ 退職手当支給後に死亡した場合

退職手当は、すでに職員に支給されており、相続財産として民法の相続規定による。

#### 国家公務員退職手当法

##### (適用範囲)

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第十一条 第二条に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
  - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
  - 三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
  - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

民法

(子及びその代襲者等の相続権)

第八百八十七条 被相続人の子は、相続人となる。

- 2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その相続権を失つたときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その代襲相続権を失つた場合について準用する。

(直系尊属及び兄弟姉妹の相続権)

第八百八十九条 次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者が不在の場合には、次に掲げる順序の順位に従つて相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 二 被相続人の兄弟姉妹

2 第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

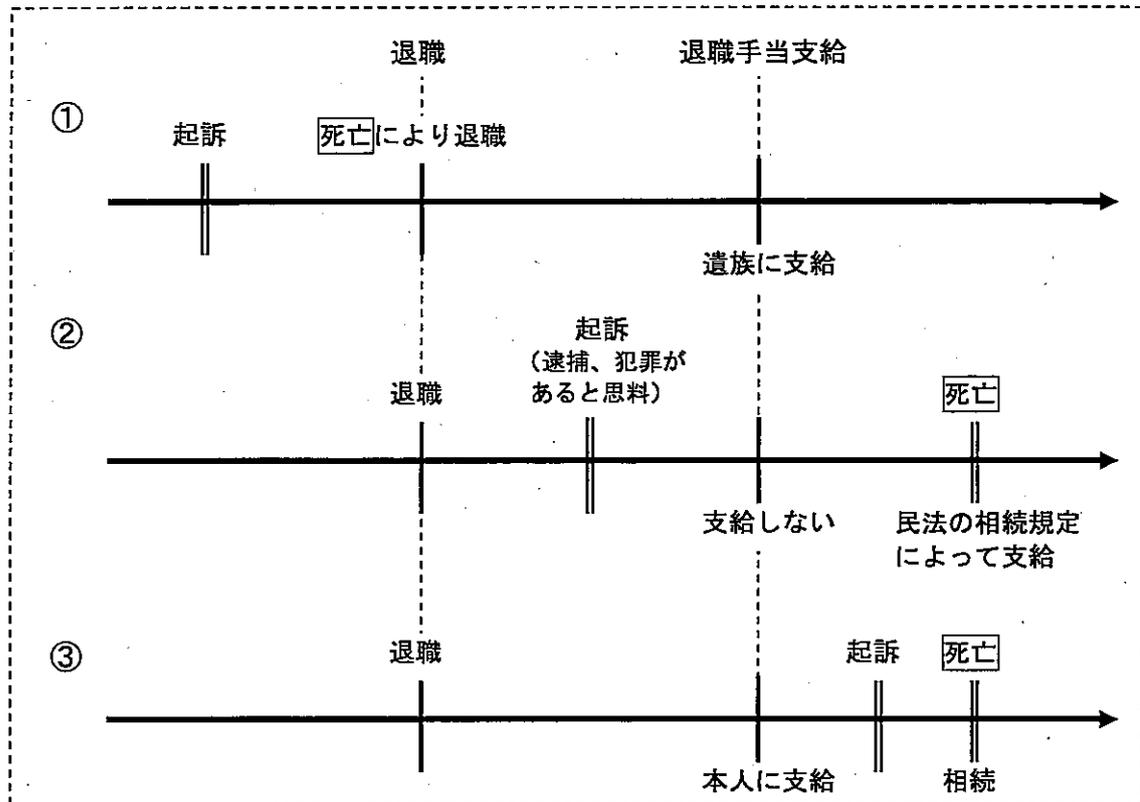
(配偶者の相続権)

第八百九十条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者があつたときは、その者と同順位とする。

(相続の一般的効力)

第八百九十六条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

## 2. 職員が起訴中に死亡した場合



### ① 在職中に起訴され、その後死亡した場合

起訴中の退職となるが、被告人死亡により禁錮以上の刑に処せられなくなるので死亡退職として遺族に支給される。

### ② 退職後、退職手当支給前に起訴され、その後死亡した場合

起訴されたことによって退職手当は支給されていなかったが、被告人死亡により禁錮以上の刑に処せられなくなるので、退職手当は相続財産として民法の相続規定によって支給される。

(退職手当支給前に、逮捕または犯罪があると思料された時も同様の扱い)

### ③ 退職手当支給後に起訴され、その後死亡した場合

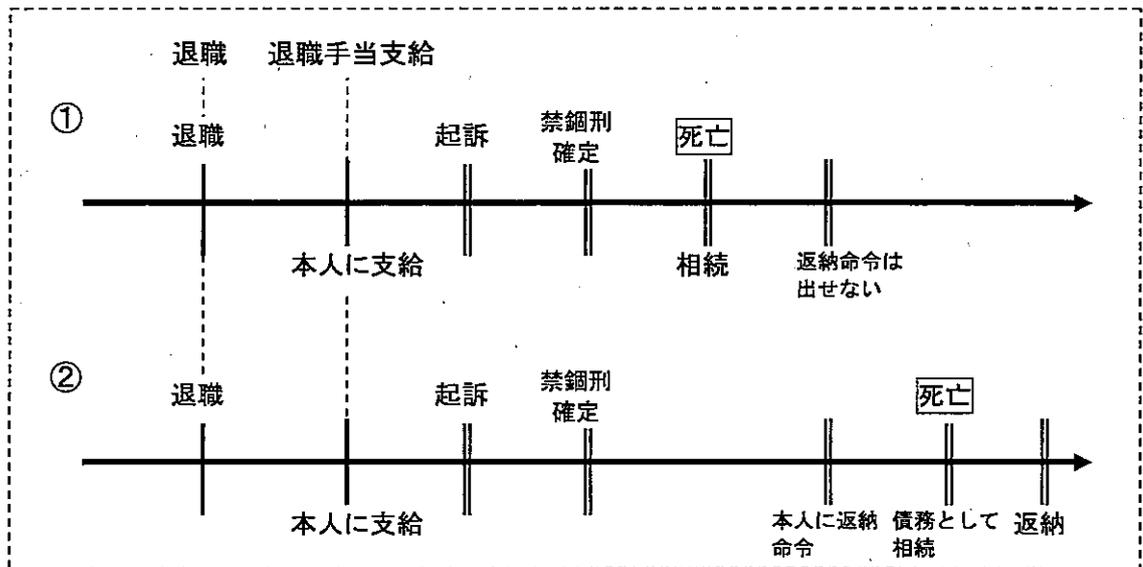
被告人死亡により、禁錮以上の刑が処せられなくなるので、退職手当の返納命令が出されることはない。支給済の退職手当は相続財産として民法の相続規定による。

#### 刑事訴訟法

第三百三十九条 左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならない。

四 被告人が死亡し、又は被告人たる法人が存続しなくなったとき。

### 3. 退職手当の支給後、禁錮以上の刑が確定した者が死亡した場合



- ① 禁錮以上の刑の後、返納命令が出される前に死亡した場合  
返納を命ずる相手方が存在しないので、返納命令処分はなし得ない。支給済の退職手当は相続財産として民法の相続の規定による。
- ② 禁錮以上の刑の後、返納命令が発された後に死亡した場合  
返納が完了していない場合、民法の相続の規定により負の相続財産（債務）として相続される。一般的には、相続人に対して債務の履行を請求することになる。

#### (参考)

##### 国家公務員退職手当法

(遺族からの排除)

第十一条の二 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

##### 民法

(相続人の欠格事由)

第八百九十一条 次に掲げる者は、相続人となることができない。

- 一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者
- 二 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。
- 三 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
- 四 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者
- 五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者